

---

# 令和7年度 児童福祉法に基づく集団指導

鳥取市福祉部地域福祉課  
指導監査室

# 目次

---

I 運営指導における主な指摘事項について

II 報酬について

# I 運営指導における主な指摘事項について

## 1. 勤務体制の確保等

### ●勤務表の作成

勤務表は毎月作成が必要です。例えば、通所事業所において固定の職員が毎日出勤されている場合でも作成する必要があります。

作成する場合、各職員の職種、兼務関係、常勤非常勤の別について、明記が必要です。

なお、勤務表は作成後各職員が確認し、各職員が自らの勤務状況を把握できるよう周知を行ってください。

### ●衛生管理等

食中毒及び熱中症に係る委員会が開催されていなかった。

感染症に係る訓練が実施されていなかった。

# I 運営指導における主な指摘事項について

## 3. 内容及び手続の説明及び同意

- 重要事項説明書に給付費・加算の内訳を記載すること。

事業所の支援体制に対する給付費や加算の内訳を契約時及び基準改定等の給付費に変更があった際に記載された文書を基に説明を行うこと。

※記載方法については別紙記載にするなど、報酬改定時の差替え等が容易な方法でも可

- 重要事項説明書と運営規程の内容の不一致

重要事項説明書は運営規程と一致させる必要があります。特に「利用者から受領する費用の種類」については毎年指摘事項としてあがっているため、事業所の各書類を確認し適切に処理をしてください。

# I 運営指導における主な指摘事項について

## 3. 業務継続計画の策定等

- 業務継続計画に盛り込まれている「優先すべき業務」について記載がない。
- 従業者に対する研修及び訓練の記録が残っていない。

感染症対応\_様式7\_業務分類 (優先業務の選定)

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。(出勤率をイメージしながら作成。)						
分類名称	定義	業務例	出勤率			
			%	%	%	%
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、排泄、医療的ケア、清拭 等				
B:追加業務	・感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	利用者家族等への各種情報提供、空欄の分層のための部屋割り変更、施設内の消毒、来所者の体温測定、等				
C:削減業務	・規模、頻度を減らす業務	入浴、活動、就寝訓練 等				
D:休止業務	・上記以外の業務					

### (4) 優先業務の選定

#### ① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所等では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<優先する事業>

(1)  
(2)  
(3)

<当座休止する事業>

(1)  
(2)  
(3)

#### ② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

(記入フォーム例)

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
与薬支援	人	人	人	人
食事支援	人	人	人	人
排泄支援	人	人	人	人
.....	人	人	人	人
.....	人	人	人	人

## Ⅱ 報酬について

### 基本報酬の算定について

個別支援計画に定めた支援時間により、報酬の区分が設けられた。

基本報酬	
時間区分 1	30分以上～1時間30分以下
時間区分 2	1時間30分超～3時間以下
時間区分 3	3時間超

- ・30分未満の支援 →原則、算定不可
- ・送迎時間 →支援の提供時間に含まれない
- ・放課後等デイサービスの「時間区分3」は学校休業日のみ算定可能

## Ⅱ 報酬について

### 基本報酬の算定について

基本報酬の算定に係る注意点 ※R6年度Q&Aより抜粋

(個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援時間が短かった場合)

計画上の提供時間

実際の支援時間

- ①利用者都合の場合、計画に定めた時間区分で算定
  - ※学校の授業が延長、道路渋滞により通常より送迎に時間を要する、台風等悪天候時など、事業所に起因しない事情による場合も同様
  - ※支援時間が30分未満となった場合も算定可能○
  - ※利用予定日当日に欠席連絡があった場合は、基本報酬は算定できません。
  
- ②事業所都合の場合、実際の支援に要した時間区分で算定
  - ※支援時間が30分未満となった場合は算定不可×

## Ⅱ 報酬について

### 基本報酬の算定について

(個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援時間が長かった場合)

計画上の提供時間

実際の支援時間

利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、  
どちらの場合でも、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で  
算定することを基本とする。

## Ⅱ 報酬について

### 基本報酬の算定について

(個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合)

#### ○対象となるケース

個別支援計画が未作成である場合

当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など

※個別支援計画が未作成の場合は、

個別支援計画未作成減算も算定が必要となる。

#### ○算定する時間区分

時間区分 2

1時間30分超～3時間以下

※当初利用する予定のない日に支援を提供する場合について、そのような利用の想定及び支援の提供時間について個別支援計画(参考様式における別表の特記事項欄)に記載することにより、当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能となる。

## Ⅱ 報酬について

### 児童指導員等加配加算について

#### 報酬区分

加配職員：児童指導員等

常勤専従	5年以上
常勤専従	5年未満

加配職員：児童指導員等

常勤換算	5年以上
常勤換算	5年未満

加配職員：その他従業者

常勤換算
------

## Ⅱ 報酬について

### 児童指導員等加配加算について

#### ○加配職員について

→基準上、算定に必要となる全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて児童指導員等を1以上加配した場合に算定するもの。

例えば、管理者兼児童指導員を加配職員として配置したとしても、本加算が求める「専従」の要件は満たさない。

※児童発達支援管理責任者が欠如した場合、基準職員を満たしていないため、本加算は算定不可×

※配置職員の急な退職が発生した場合など、必ず加配要件について確認を行い、算定要件を問題なく満たしているかチェックが必要。

## Ⅱ 報酬について

### 児童指導員等加配加算について

【多機能型事業所において同一従業者が複数事業を兼務する場合の本加算の「専従」要件の取扱い】

	児童発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等訪問 支援	障害福祉 サービス事業
児童発達支援		○	×	×	×
放課後等 デイサービス	○		×	×	×
居宅訪問型 児童発達支援	×	×		×	×
保育所等訪問 支援	×	×	×		×
障害福祉 サービス事業	×	×	×	×	

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、主として重症心身障害児を通わせる事業所を含む。

## Ⅱ 報酬について

### 延長支援加算について

通所支援計画に定める標準的な支援時間5時間(放デイ平日は3時間)に加えて、別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置付けて支援を行った場合

#### 報酬区分

1時間以上～2時間未満

2時間以上

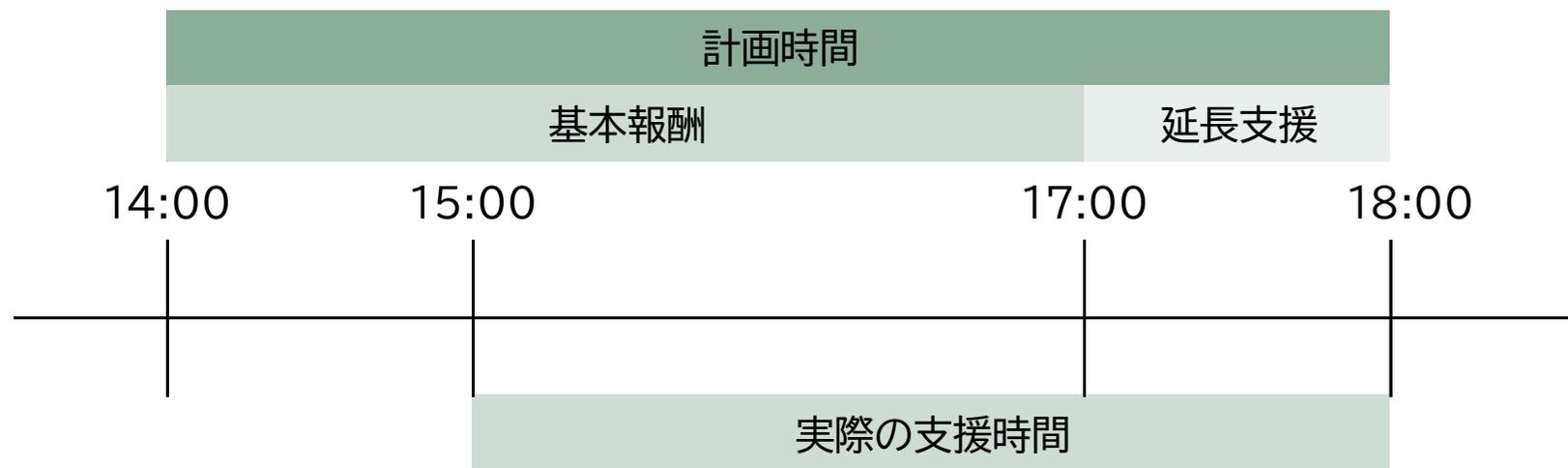
30分以上～1時間未満(※)

(※)利用者の都合により延長支援時間が短くなった場合に限る

## Ⅱ 報酬について

### 延長支援加算について

通所支援計画に位置付けた支援時間(例14:00～17:00の3時間)について、利用者都合により開始時間が遅れた場合(例15:00から利用開始)、当初個別支援計画に位置付けていた延長支援(例17:00～18:00)はどのように取り扱うか。



(上記の場合)

○基本報酬:計画に定めた提供時間で算定。

○延長支援:実際に支援に要した時間に基づき算定することが可能。

※令和6年度Q&A VOL.3問1

## Ⅱ 報酬について

### 延長支援加算について

支援開始前に延長支援を行うことを個別支援計画に位置付けていたが、当該延長支援の途中で利用者都合により帰宅した場合(例9:00～11:00を延長支援時間、11:00～17:00を支援時間としていたが、10:45に体調不良で急遽帰宅した)、どのように報酬を算定するか。



(上記の場合)

- 基本報酬を算定できない場合に延長支援加算のみを算定することは不可×
- 上記の場合は欠席時対応加算を算定することが可能。

※令和6年度Q&A VOL.3問2

## Ⅱ 報酬について

### 延長支援加算について

支援時間の前後1時間ずつ延長支援を実施した場合には、実際に支援に要した時間を合計して2時間以上(123単位)の区分で算定するのか、それとも前1時間(92単位)・後1時間(92単位)の両区分をいずれも算定するのか。

(上記の場合)

○延長支援の算定にあたっては、個別支援計画において1時間以上の延長支援を設定(支援時間の前後に延長支援を行う場合には、前後いずれも1時間以上で設定)し、必要な体制を設けることとしているが、実際に加算する単位の区分については、実際に要した支援時間を基本としている。

○そのため、実際に支援に要した時間を合計した2時間以上(123単位)の区分で算定する。

○なお、支援時間の前後に延長支援を行う場合において、利用者の都合により、前後の延長支援のうち片方(ないし両方)の延長支援が1時間に満たない場合であっても、実際に支援に要した時間を合計して30分以上の延長支援が行われていれば、合計時間が該当する区分での算定が可能である。

## Ⅱ 報酬について

### 個別サポート加算(Ⅲ)について

継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら支援を行った場合に算定が可能

(不登校の障害児とは)

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童(病気や経済的な理由による者は除く)

## Ⅱ 報酬について

### 個別サポート加算(Ⅲ)について

(取り扱い)

○あらかじめ保護者の同意を得たうえで、個別支援計画に位置付け支援を行うこと

○学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月1回以上行うこと。  
その実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成し、学校に共有すること。

○家族への相談援助(※1)を月1回以上行うこと。

※1 相談援助:居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも問わないが、個別での相談援助を行うこと。

## Ⅱ 報酬について

### 個別サポート加算(Ⅲ)について

(取り扱い)

○相談援助を行う場合、障害児や家族の意向及び居宅での過ごし方の把握、放課後等デイサービスにおける支援の実施状況の共有を行い、実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成すること。(※2)

※2 障害児の不登校の状態について確認し、障害児や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の可否について検討を行うこと。

○市町村から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。

○学校との連携及び家族等への相談援助については、関係機関連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)、家族支援加算(Ⅰ)は算定できない

ありがとうございました。